

「（仮称）子どもを犯罪の被害から守る条例（案）」の要旨

項 目	内 容
目的について	<p>1 3歳に満たない者（以下「子ども」という。）の生命又は身体に危害を及ぼす犯罪の被害を未然に防止するため、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な施策及び規制する行為を定め、もって子どもの安全確保を図ること。</p>
適用上の注意	<p>この条例の適用に当たっては、県民及び滞在者の自由と権利を不当に制限しないよう留意しなければならないこと。</p>
県等の責務について	<ol style="list-style-type: none"> 1 県は、子どもの安全を確保するために必要な施策を実施する責務を有し、施策の実施に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うよう努めること。 2 県民は、子どもの安全を確保するため、積極的に活動するとともに、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めること。 3 事業者は、子どもの安全を確保するため、積極的に活動するとともに、事業活動等に関し、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めること。
子どもの安全確保に関する施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 県は、市町村等と連携し、相互に協力して子どもの安全確保を推進するための体制の整備並びに市町村等が実施する施策及び活動に対して、必要な支援を行うよう努めること。 2 学校等を設置又は管理する者は、学校等の施設内において、子どもの安全を確保するよう努めること。 3 子どもが通学、通園等の用に供している道路及び日常的に利用している公園、広場等（以下「通学路等」という。）を設置又は管理する者は、子どもの安全を確保するため、当該施設の環境整備に努めること。 4 保護者等関係者は、通学路等における子どもの安全を確保するために必要な措置を講じるよう努めること。

項 目	内 容
子どもに対する犯罪を助長する行為の規制等	<p>1 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、保護監督者が直ちに危害を排除できない状態にある子どもに対し、正当な理由なく、甘言を用いて惑わし、又は虚言を用いて欺いてはならない。</p> <p>2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、保護監督者が直ちに危害を排除できない状態にある子どもに対し、正当な理由なく、次の行為をしてはならない。</p> <p>ア 言い掛かりをつけ、すごみ、又は卑わいな事項を告げること。</p> <p>イ 身体又は衣服等を捕らえ、進路に立ちふさがり、又はつきまとうこと。</p> <p>3 何人も、正当な理由なく、子どもを使用したポルノ（以下「子どもポルノ」という。）を所持し、又は保管してはならない。</p> <p>4 1及び2の規定に違反したと認められる者を発見した者は、保護監督者又は警察官に通報するよう努めなければならない。</p> <p>5 3の規定に違反したと認められる者を発見した者は、警察官に通報するよう努めなければならない。</p>
罰則	<p>1 前項の2又は3の違反行為をした者に対しては、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処す。</p> <p>2 子どもポルノを所持し、又は保管している者が、自首したときは1の刑を減刑し、又は免除する。</p>
施行期日等	<p>公布の日から施行する。ただし、「子どもに対する犯罪を助長する行為の規制等」及び「罰則」の規定は公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。</p>